

台風、地震時等における登下校及び授業実施について

台風や地震、大雪時等の登下校ならびに授業の実施について、下記のように定めます。

(1) 台風（暴風、大雨警報）・暴風雪警報時の対応

＜鈴鹿市内の気象情報＞

① 午前7時現在、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報のいずれかが発表されている場合

- ・午前中の授業は中止となります。
- ・給食はありません。

② 午前11時 現在の気象情報が

◇ 暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報のいずれかがまだ発表されている場合

- ・この日の授業は中止します。臨時休業日となります。

◇ 暴風警報（暴風雪警報）と台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合

- ・全学年、午後の授業を行いますので、ご家庭で昼食をすませ、国語と算数の授業の用意を持って、登校させてください。どの地区も集合場所を13時に出発するようにしてください。（その場合5限目は、どの曜日であっても13：40頃から開始の予定です）
- ・ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、がけ崩れ等について、危険が予測される場合は、決して無理をせず、その旨を学校へ連絡していただき、安全を確かめた上で登校させてください。
- ・学校が、児童に登校させることが危険だと判断した場合は、登校を中止し、当日の授業を中止する場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

③ 始業後、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報のいずれかが発表された場合

- ・ただちに授業を中止し、すみやかに下校させます。
- ・台風の進路や諸状況を考慮して、児童が安全に下校できるよう地区下校をさせます。場合によっては、引渡しをお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

④ 警報が発表されていないが、風水害等の発生の恐れがある場合

- ・警報が予想される場合、始業前から風雨が激しい場合、始業後に風雨が激しくなると予測される場合は、教育委員会からの連絡により、「臨時休業」や「始業時刻の変更」「下校時刻の変更」の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

(2) 台風を伴わない大雨・洪水警報等発表時の対応

① 始業前に大雨警報や洪水警報が発表されている時

- ・原則、通常授業としますが、教育委員会からの連絡があった場合や、地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置をとる場合があります。

その際は、メール配信でお知らせします。

② 始業後に大雨警報や洪水警報が発表された時

- ・原則、通常授業としますが、教育委員会からの連絡があった場合や、地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮し、「下校時刻の変更」等の措置をとる場合があります。
その際は、メール配信でお知らせします。
- ・児童が安全に下校できるよう、「地区下校」をさせる場合がありますが、
場合によっては、「引渡し」をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

③ 警報が発表されていないが、大雨の恐れがある場合

- ・原則、通常授業としますが、教育委員会からの連絡があった場合や、地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」「下校時刻の変更」等の措置をとる場合があります。
その際は、メール配信でお知らせします。

④ 下校前に記録的短時間大雨情報が発表された場合

- ・原則、学校に待機させ、「保護者への引渡し」とします。

(3) その他の場合

① 大雪警報発令時および大雪の場合

<登校時>

- ・教育委員会からの連絡があった場合や、降雪や通学路の積雪の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」等の措置をとります。その際は、メール配信でお知らせします。また、危険が予測される場合は、決して無理をせず、その旨を学校へ連絡していただき、安全を確かめた上で登校させてください。

<下校前>

- ・降雪や積雪等の状況を考慮し、「下校時刻の変更」「地区下校」等の措置をとります。その際は、メール配信でお知らせします。

(4) 地震発生時の対応

＜市内で震度5強以上の地震が発生した場合＞

① 始業前に発生した場合

- ・「臨時休業」とします。給食も中止します。
- ・休業日及び休業日前日に発生した場合、休業日明けの平日は、臨時休業とします。給食も中止します。（長期休業明けは、その限りではありません。）
- ・地震発生以降の学校の再開については、教育委員会と協議し、再開する場合には、メール配信等でお知らせします。
- ・震度5弱以下であっても、学校及び近隣地域の被害状況などにより、臨時休業とする場合があります。臨時休業となった場合は給食も中止します。その際は、メール配信でお知らせします。

② 登下校途上で発生した場合

- ・ブロック塀や電柱、倒れやすい物や建物の側から離れ、身を守る行動に努めてください。
- ・近くの安全な場所に避難してください。
- ・『わたしの命を守る防災カルテ』に記入していただいた場所を参考に行動してください。
※ なお、校区内の避難場所は下記の通りです。（鈴鹿市総合防災マップによる）
 - ・**収容避難所** 箕田小学校、 大木中学校、 箕田公民館
 - ・**緊急避難所** 林崎町集会所、 上箕田公民館、 南堀江町民センター
おおぎ園自治会集会所、 下箕田集会所
- ※避難所では、自治会役員・管理人・地域の方々の指示を受けてください。
- ・各ご家庭で、避難した場所まで子どもを引き取りに行ってください。

③ 始業後に発生した場合

- ・すぐに安全な場所（教室なら机の下等）に避難します。（第一次避難）
- ・その後、全員が運動場に避難集合します。（第二次避難）
- ・＜津波の危険がある場合＞
校舎4階に避難します。（第三次避難）
- ・＜津波の危険がない場合＞
「保護者への引き渡し」を行います
- ・震度5弱以下であっても、学校及び近隣地域の被害状況、二次災害が予想されたり、発生したりした場合等、子どもの安全保護のため、「引き渡し」をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。
その際は、メール配信でお知らせします。

＜南海トラフ地震 臨時情報 が発表された場合＞

※「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

① 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合

- ・1週間の「臨時休業」とします。給食も中止します。
- ・原則、「1週間後に学校を再開」します。ただし、災害及び避難状況に応じて臨時休業の延長などを検討する場合があります。学校を再開する場合には、メール配信等でお知らせします。
- ・始業後に、【巨大地震警戒】が発表された場合、授業を中止し、「引き渡し」を行います。
- ・登下校中に、【巨大地震警戒】が発表された場合は、『わたしの命を守る防災カルテ』に記入していただいた場所等 を参考に行動してください。

② 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合

- ・教育委員会が臨時休業などの検討を行い、その旨学校に連絡が入ります。対応については、メール配信等でお知らせします。臨時休業となった場合は、給食も中止します。

③ 南海トラフ地震臨時情報【調査終了】が発表された場合

- ・日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごします。

★その他

- ・学校からの緊急連絡は、メール配信システムを通じて行いますので、直接の問い合わせは、ご遠慮ください。
- ・朝の時点で自宅待機になり、その後気象情報の変化に伴い、再登校になる場合や 気象情報により、急遽下校させる場合などがあります。その都度メール配信でお知らせしますので、こまめにメールを確認していただき、対応をお願いします。
- ・緊急に下校する場合、ご自宅に入れるかどうか、また、どこに帰宅するのか、などの対応について、あらかじめお子様とよく相談をしておいてください。
- ・特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）については、前記の暴風警報・暴風雪警報・台風に伴う大雨警報のいずれかが発表されている場合の（１）の①・②・③のと通りの対応とします。
- ・「臨時休校」などの措置に関する教育委員会からの学校への指示は、前日は午後９時まで、当日は午前７時までに連絡されます。その後学校から各ご家庭へのメール配信となりますので、その時間までは、メール受信に気をつけていただきますようお願いいたします。